

# 一般社団法人 ワンダーシップ 定款

## (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ワンダーシップと称する。なお、必要に応じ小文字標記・括弧書きで「青春の会」を追記して、表記する。

## (事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岡山市に置く。

## (目的)

第3条 当法人は、サミュエル・ウルマンの「青春」の詩を拠り所に共に人生の航路を探求することを目的とする。

## (事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 理想の社会づくりのための事業
- 二 自らの生き甲斐づくりのための事業
- 三 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

## (事業年度)

第5条 当法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

## (例会)

第6条 原則として月1回、例会を開催する。

## (法人の構成員)

第7条 当法人は、当法人の事業に賛同する個人であって次条の規定により当法人の社員（以下、「クルー」という。）となった者をもって構成する。クルーは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、単に法人法という。）上の社員とする。

### (クルーとしての資格の取得)

第8条 当法人のクルーは、当法人に入会させたい者を第12条に定める船長を経験した者（但し、社員である者に限る。）に事前に推薦し、その者から異議がないことを条件に、所定の申込み手続きを行い、法人法上の理事会である航海会議（以下、単に「航海会議」という。）の承認を得て、入会資格を取得する。なお、クルーは、社会人としての良識を持ち合わせ、年齢38歳以上の者であって、当法人の趣意書に賛同し、当法人の例会に出席できる者でなければならない。

### (経費)

第9条 クルーになった時は所定の経費（以下、「会費」という。）を入会1か月以内に支払う義務を負う。クルーは、翌年度分の会費（年額18,000円）を毎年8月末日までに支払う義務を負う。1年に満たない在籍期間は月割りで計算し、1か月に満たない場合も、1か月分の会費を支払うものとする。

### (任意退社)

第10条 クルーは、退社届を提出することにより、退社することができる。

### (除名)

第11条 クルーが次の各号のいずれかに該当する場合には、航海会議の決議により当該クルーを除名することができる。

- 一 会費納入義務を履行しない場合
- 二 この定款その他の規則に違反したとき。
- 三 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 四 その他クルーとしてふさわしくないと認められる場合

### (役員)

第12条 当法人に理事3名以上、監事1名以上を置き、次の役員を置く。

- 一 船長 （愛称；キャプテン） 1名
  - 二 副船長 （愛称；サブキャプテン） 4名
  - 三 船長補佐（愛称；チーフコム） 1名
  - 四 航海長 （愛称；チーフナビ） 若干名
  - 五 顧問 （愛称；アドバイザー） 若干名
  - 六 次年度船長 （愛称；ネクストキャプテン） 1名
  - 七 次年度船長補佐（愛称；ネクストチーフコム） 1名
- 2 船長、副船長、船長補佐、航海長、次年度船長及び次年度船長補佐をもって、法人法上の理事とする。顧問をもって、法人法上の監事とする。また、船長を法人法上の代表理事とする。

### (役員の選任)

第13条 理事及び監事は自薦、他薦者の中から船長が推薦し社員総会の決議によって選任する。

- 2 船長は、航海会議の決議によって理事の中から選定する。
- 3 船長の選定方法については、別途細則に定める。

### (役員の任期)

第14条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお再任を妨げないものとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。なお再任を妨げないものとする。

### (総会の構成)

第15条 社員総会は、すべてのクルーをもって構成する。

(総会の種類)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年9月に開催するほか、臨時社員総会を必要に応じて開催する。

(総会の議長)

第17条 社員総会の議長は船長が務める。

(総会の決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総クルーの議決権の過半数を有するクルーが出席し、出席した当該クルーの議決権の過半数をもって行う。ただし、委任状による出席及び議決権の行使は、他のクルーに委任したものに限り有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総クルーの議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- 一 定款の変更
- 二 監事の解任
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(社員総会の決議事項)

第19条 次の事項は社員総会の決議を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 年間事業計画及び年間収支予算の決定
- 三 年間事業報告及び年間収支報告（計算書類等）の承認
- 四 理事及び監事の選任又は解任
- 五 会費の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(航海会議の構成)

第20条 当法人に法人法上の理事会である航海会議を置く。

航海会議は、すべての理事をもって構成する。

(航海会議の決議)

第21条 航海会議の決議は、次の要件を満たした場合に成立する。

- 一 決議に特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 二 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、航海会議の決議があつたものとみなす。

(航海会議の決議事項)

第22条 航海会議は、この定款に定める事項のほか当法人の運営に関する一切の事項を審議決定する。

(キャビン)

第23条 当法人の目的達成に必要な活動を行うためキャビンを設置する。

(キャビンの構成)

第24条 キャビンは、航海長1名、クルーの中から選ばれた班長（リーダー）若干名、世話係（セク）若干名、クルーで構成される。

(公告の方法)

第25条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

#### (剩余金の分配の禁止)

第26条 当法人の剩余金は、これを一切分配してはならない。

#### (残余財産の帰属)

第27条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く）

したときに残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 船長等の候補者の選任方法に関する細則

- 1 船長は、原則として4月に開催される例会において、次々年度の船長候補者を指名し、発表する。
- 2 次年度の船長候補者は、原則として5月に開催される例会において、次々年度の副船長候補者及び航海長候補者を指名し、発表する。
- 3 次々年度の船長候補者は、原則として6月に開催される例会において、次々年度の船長補佐候補者を指名し、発表する。

## クラブに関する細則

- 1 当法人の目的達成に必要な活動を行うためクラブを設置する。
- 2 クラブは、対内クラブの「海賊クラブ」と対外クラブの「宝島クラブ」の2種類とする。
- 3 クラブは、設立承認を担当するキャビンが航海会議に登録を申請し、その承認により設立できる。
- 4 クラブの設立が承認されたときは、例会にて報告しなければならない。

# 卒業サポートチーム細則

平成21年9月1日 制定

## 第1条 Wonder Ship 卒業を迎える会員（卒業予定会員）

自らの希望によって、あるいは、卒業予定会員と親しい会員（提案会員）の提案を受け卒業予定会員が同意することによって、本卒業サポートチーム利用の扉は開かれる。

### （1）目的

卒業サポートチームは、価値ある人生を共に歩んだ仲間である卒業予定会員が、その尊厳ある卒業に際し、少しでも多くの安心感を得られることを目的として運営される。

### （2）手順

- 1) 卒業予定会員は、サポートリーダー候補者の同意を得た上で、本会会員の中からサポートリーダーを選任する。あるいは、提案会員は、卒業予定会員及びサポートリーダー候補者の同意を得た上で、本会会員の中からサポートリーダーを選任する。
- 2) サポートリーダーは、その旨を船長、船長補佐に報告し承諾を得る。
- 3) サポートリーダーは、卒業予定会員ないし提案会員と相談の上、選任される会員の同意を得て、必要と思われる本会会員の人員で構成される卒業サポートチームを編成する。
- 4) サポートリーダーは、卒業予定会員の意思を尊重した上、卒業サポートチームの編成を船長に報告することができ、また航海会議の承認を経て、Wonder Ship として後援するサポートチームとすることができる。

### （3）運営指針

- 1) 卒業サポートチーム稼働を公開するか否かは、卒業予定会員の意向を尊重する。
- 2) 卒業サポートチームは、卒業予定会員の意思、願望を尊重し、少しでも多くの安心感を得られるよう、また卒業予定会員からの要請事項を可能な限り実現させるために尽力する。
- 3) サポートリーダーは、卒業予定会員の意思を尊重した上、サポートの状況について、航海会議ないし例会において報告し、あるいは、他の会員の助言を受けることができる。
- 4) 卒業サポートチームメンバーは、卒業予定会員の要望に添って、守秘義務を遵守する。

## 第2条 本細則の改正は、航海会議の承認を得なければならぬ。

付 則 この細則は平成21年9月1日より実施する。

## 補足説明文

【卒業サポートチーム細則】について、会員情報キャビンで、その原案を作詞するに当たっての背景をご説明いたします。

Wonder Ship 最初の卒業を迎えた木原文男卒業生が現役の折から、ご本人もこのようなチームを作る価値を感じて、その立ち上げを望まれていた経緯がありました。

木原文男卒業生の卒業にあたり、親友、Wonder Ship 会員、会社の部下、顧問弁護士、長年に渡る理解者などが、偶然

にも、卒業生の病状を含めた、様々な状況を共有することが出来、今回のサポートチームを彷彿させるチームが生まれました。また、ここに至るまでに、親友を中心として、ご本人の様々な意思も大部分が確認されていました。

今、振り返れば、そのような状況下において、このチームの存在が、本人に大きな安心感を与え、信頼できるチームに遺言も託して、闘病に集中できたと感じました。卒業後も、遺児との交流も続いており、改めてチームの存在価値を感じるに至り、生涯の会、Wonder Ship が有するべき、一つの大切な機能として、企画を始めました。

現在、事例は一つだけです。元来、突発的な状況（事故等）は、想定していませんが、今後の課題として、事例を重ねる中で、研究されることもあるかと感じています。

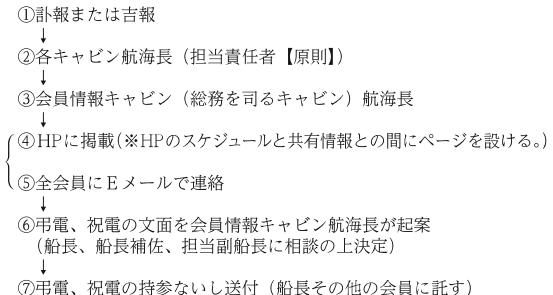
また、視点は異なりますが、卒業論文（遺書）、生前のビデオ作成なども、今後の検討課題として、取り組む価値があるかも知れません。

Wonder Ship が、他に例を見ない、本【卒業サポートチーム細則】を有することが、会員が、改めて、自らの人生を考える一つの契機になることを願って止みません。

## 慶弔規定

- 会員の慶弔については、次の基準により、祝電ないし弔電を持参ないし送るものとする。  
人の対象：会員、配偶者、子息、両親  
慶弔対象：会員、配偶者、子息、両親の死亡  
会員、子息の結婚  
会員、配偶者の出産
- 慶弔規定は、航海会議の決議により変更することができる。

### 【1】慶弔の連絡方法等について



### 【2】葬儀の受付等の手伝いについて

- 担当責任者が、喪主と打ち合わせし、必要に応じ受付等のお手伝いを行う。
- 会員の配属キャビンが担う。
- ただし、対象会員が、下記の場合は、会員情報キャビンが担う。  
船長、船長補佐、副船長、アドバイザー、次年度船長、次年度船長補佐

【注1】会員情報キャビン航海長が【1】③④⑤⑥の対応ができないときは、当該会員所属のキャビン航海長が対応する。

【注2】担当責任者は、会員が所属するキャビン航海長。

【注3】会員が航海長の場合：当該キャビン担当副船長が担当責任者。

【注4】会員が船長の場合：船長補佐が担当責任者。

【注5】会員が船長補佐、アドバイザー、次年度船長、次年度船長補佐の場合：船長が担当責任者。

【注6】会員が副船長の場合：当該副船長担当のキャビン航海長が担当責任者。